

第5章 教育相談

第1節 はじめに

最近数年の「特別支援教育」を推進する動きはその枠組み作りや組織体制作りを焦点としつつ、現在も全国各地で精力的に取り組まれています。特別支援教育が「障害のある子ども一人一人の教育的ニーズに対応する」という命題を遂行する中で、重要な柱の一つとなっているのが盲・聾・養護学校における「地域のセンター的機能」です。

この「センター的機能」においては、地域支援を積極的に行うことが求められておりますが、その一翼として「教育相談」は大きな役割を果たすことが期待されています。盲・聾・養護学校においては、従来「教育相談」は積極的に実施されてきましたが、最近、特に注目を集めている、LD、ADHD、高機能自閉症、アスペルガー症候群等を有する子どもへの支援方法など、新たな課題も浮かび上がってきているところです。さらに今後、地域の小中学校に対する支援を行うなど、その果たすべき役割の拡大等を視野に入れて考えますと、こうした新たな課題へ対応していくための体制作りや人材養成は急務であると考えられます。

こうした新しい課題に対応してだけでなく、今後の教育相談の場面においては、かねてより在りながらも未だその取り組みや対応が困難な問題に対応していくことも求められています。例えば、「不登校」の問題への対応は、以前から教育相談の大きな位置を占めてきましたが、現在では不登校の状態のある子どもの中に、多くのLD、ADHD、高機能自閉症、アスペルガー症候群等を有する子どもが含まれていることも分かってきており、こうした点からも、今後ますます教育相談の果たす役割は重要なものになると考えられます。

そこで、この「不登校」の問題に取り組むために、いま一度、教育相談という枠組みの中で果たすべき役割と対応のポイントを検討していきたいと思います。

第2節 教育相談という枠組み

I. 教育相談とは

「相談の対象となる子ども（あるいは保護者）が抱える教育上の課題や困難に対して、子どもの発達の程度や障害の状態に応じて、必要な支援・援助を行う」幅広い活動のことを指します。そこでは、障害そのものに対する支援も考えられますし、不登校のように問題が障害を起因として二次的に発生している場合に行う支援等も考えられます。支援の対象についても、子どもに対する直接的な支援だけでなく、保護者をはじめ、子どもにかかわる教員や学級、学校などへの間接的な支援も含まれています。不登校の問題へのアプローチに際しては、子ども本人が家庭から外へ出ること自体が困難な場合も往々にしてありますので、そうした場合には、保護者や関係者が相談の対象となることも考えられるでしょう。